

会津若松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 28年度人件费率
29年度	人	千円	千円	千円	%	%
	120,756	50,779,053	1,881,385	7,512,949	14.8	16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

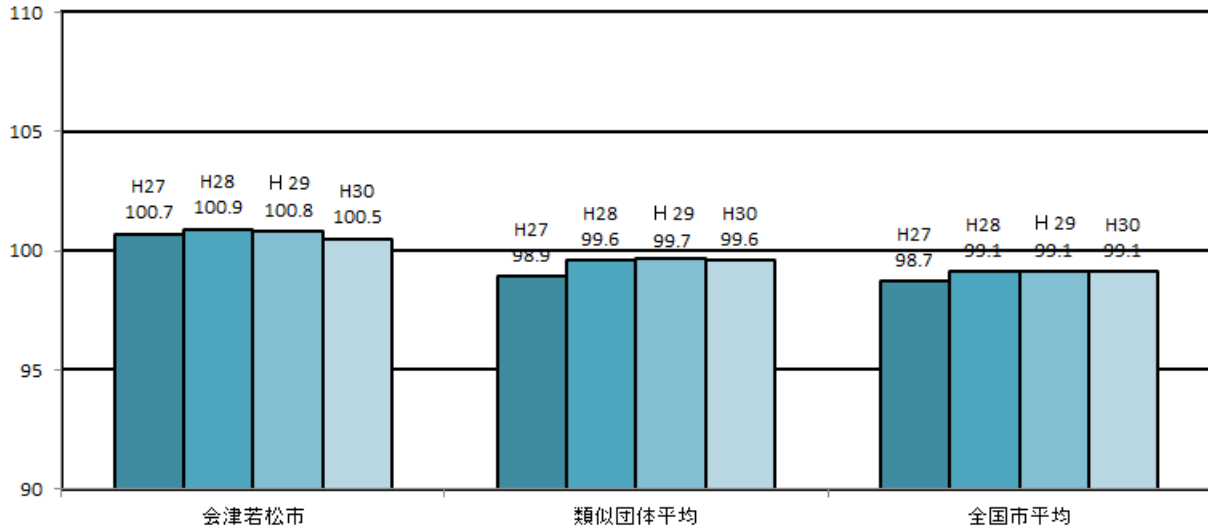
	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	830 (60)	3,418,830	681,653	1,315,282	5,415,765	6,085	6,430

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

(注) 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数の（ ）内については、当該職員を外書で表しています。
また、一人当たり給与費については、当該職員の給与費及び職員数を含めて算出しています。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

(注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えていることについては、今後も引き続き、福島県人事委員会の勧告を踏まえながら、職員給与等の適正化を図っていきます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

○ 給料表の見直し—実施済み

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、平均1%引き下げ。若年層については引き上げ、高齢層については最大3%程度の引き下げを実施。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

○ その他の見直し内容

単身赴任手当について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津若松市	43.2歳	329,400円	394,273円	356,223円
福島県	42.8歳	329,300円	411,529円	360,621円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	42.3歳	319,873円	405,857円	371,004円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津若松市	53.0歳	52人	362,500円	412,421円	382,926円
うち清掃職員	51.8歳	18人	353,400円	397,717円	383,621円
うち学校給食員	56.6歳	8人	389,800円	400,563円	398,144円
うち用務員	51.7歳	7人	352,800円	389,729円	363,400円
うち自動車運転手	52.9歳	12人	371,000円	451,000円	395,850円
その他	53.5歳	7人	349,600円	419,986円	360,865円
福島県	55.7歳	222人	336,100円	373,380円	350,562円
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円
類似団体	50.8歳	45人	332,400円	391,736円	371,947円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

		会津若松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	190,100円	190,100円	179,200円
	高校卒	150,400円	154,900円	147,100円
技能労務職	高校卒	150,400円	153,100円	144,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,750円	362,808円	380,644円	404,019円
	高校卒	232,300円	327,240円	361,427円	385,825円
技能労務職	高校卒	—円	344,000円	371,433円	376,260円

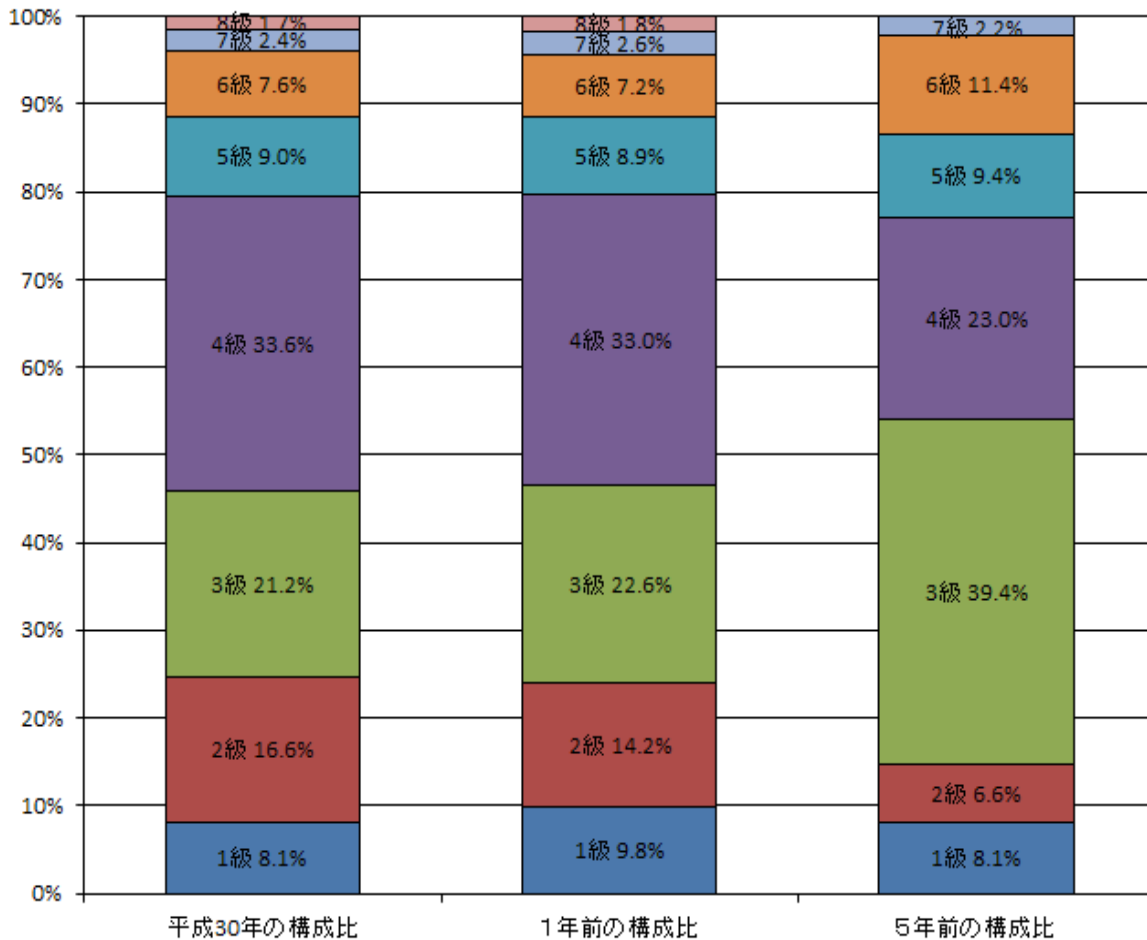
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

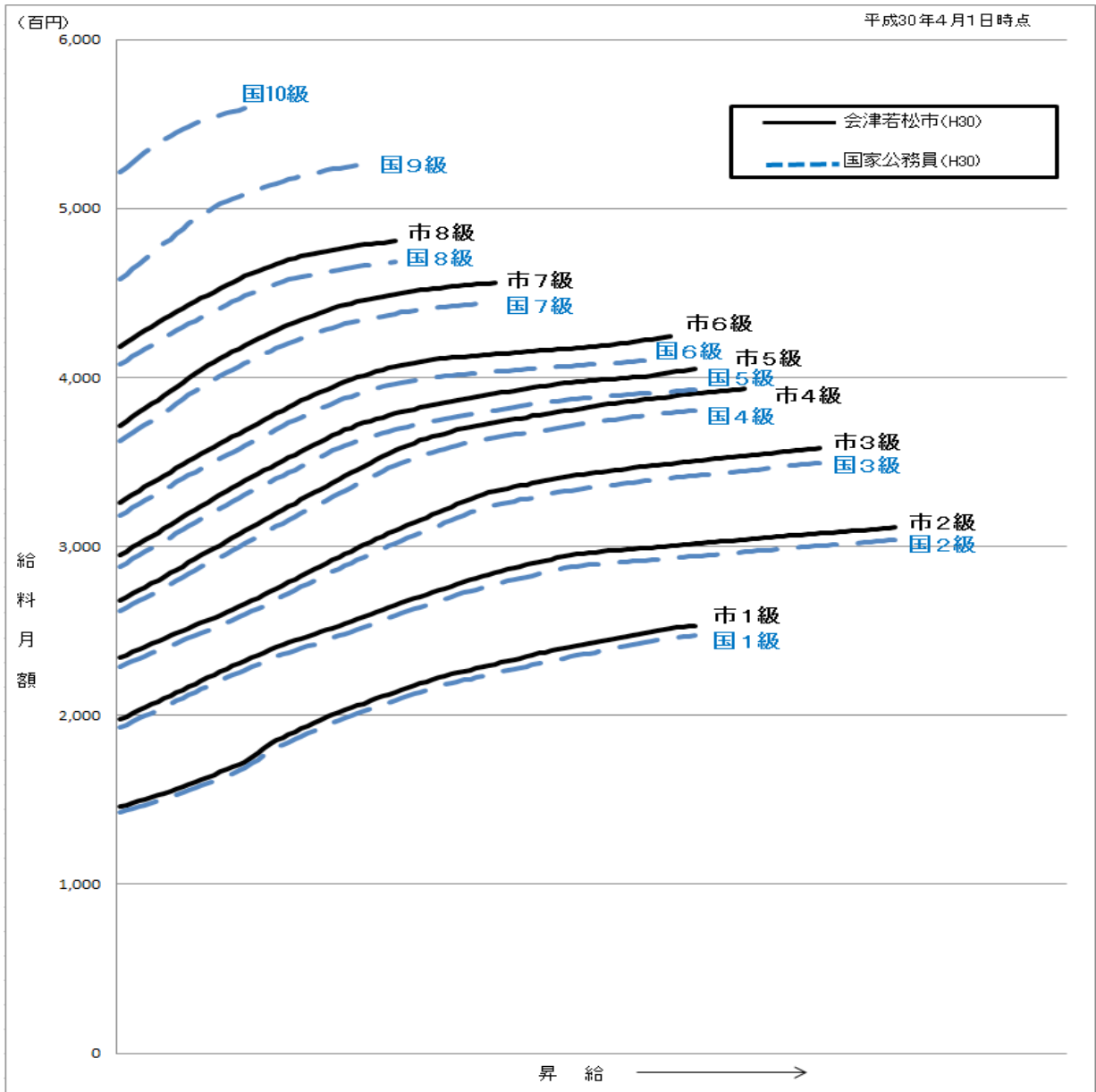
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師の職務	54人	8.1%	145,800円	253,100円
2級	主任主事、主任技師の職務	111人	16.6%	197,500円	311,100円
3級	主査、技査の職務	142人	21.2%	234,200円	358,200円
4級	副主幹、主任主査、主任技査の職務	225人	33.6%	267,900円	393,300円
5級	主幹、委員会等の事務局次長の職務	60人	9.0%	294,800円	404,900円
6級	課長、議会事務局次長の職務	51人	7.6%	326,200円	424,100円
7級	企画副参事、委員会等の事務局長の職務	16人	2.4%	371,400円	455,900円
8級	部長、会計管理者、議会事務局長の職務	11人	1.6%	418,300円	480,800円
		670人	100.0%		

(注) 1 会津若松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

活用している昇給区分	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				○
標準の区分のみ		○		

※ 平成30年4月2日から平成31年4月1日までにおける運用

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1人当たり平均支給額 (29年度普通会計) 1,478千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,769千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分) 勤勉手当 1.80月分 (0.90月分)	(29年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分) 勤勉手当 1.80月分 (0.90月分)	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.80月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

(注) 一般行政職の職員数には各行政委員会の職員も含まれます。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

活用している成績率	管理職員		一般職員	
	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ		○		

※ 平成30年度中における運用

(2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3% (※)～45%加算) ※局長クラス：1%、審議官クラス：2%
1人当たり平均支給額 13,126千円 22,062千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

平成 19 年 4 月 1 日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績 (29 年度普通会計決算)	303,420 円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (同上)	10,114 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29 年度)	3.4%
手当の種類 (手当数)	5 種類

手当の名称	主な支給対象職員等	主な支給対象業務	支給実績 (29 年度普通会計決算)	支給単価
滞納処分業務手当	右記業務に従事した職員	市税等の差押に伴う交渉に従事したとき	33,120 円	日額 300 円
動物死体処理作業手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の損壊した死体処理作業に従事したとき	271,200 円	回収 1 体又は焼却 1 回につき 300 円
社会福祉業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処理作業に従事したとき	— 円	処理 1 体 1,000 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	— 円	日額 300 円
		夜間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下における積雪道路の除雪車による除雪作業又は排雪等作業に従事したとき	— 円	日額 300 円
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用の供する土地の取得等や公共の事業の施行により生ずる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から起算して 10 回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務のうち、心身に著しい負担や困難性のある交渉業務に従事したとき	— 円	日額 300 円

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績 (29 年度普通会計決算)	373,842 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (同上)	463 千円
支給実績 (28 年度普通会計決算)	359,368 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (同上)	447 千円

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度との異同	国との制度と異なる内容	支給実績 (29年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度普通会計決算)
扶養手当		① 配偶者 ② 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③ 60歳以上の父母及び祖父母 ④ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤ 重度心身障害者		○配偶者 6,500円 ○子 一人につき10,000円 ・特定期間加算 5,000円 ○配偶者・子以外 6,500円
	同		90,772千円	242,706円
住居手当		自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合		【借家】 ○月額20,500円以下の家賃・・・家賃月額-9,500円 ○月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円)・・・11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2
	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	43,260千円	298,346円
通勤手当		① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること		① 運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給
	異	運賃等相当額が55,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	53,840千円	86,560円
単身赴任手当		官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給		基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円~70,000円
	同		360千円	360,000円
管理職手当		管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給		○部長相当職の職員(8級) 84,600円 ○企画副参事相当職の職員(7級) 66,400円 ○課長相当職の職員(6級) 54,000円 ○総務主幹相当職の職員(6級) 45,700円
	異	官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	57,232千円	715,404円
休日勤務手当		祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給		勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額
	同		10,641千円	27,566円
夜間勤務手当		正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給		勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額
	同		—千円	—円
宿日直手当		宿直又は日直勤務に従事した場合に支給		勤務1回につき4,200円
	異	特別の宿日直手当を支給	—千円	—円
寒冷地手当		基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給		基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額
	同		51,403千円	64,984円
災害派遣手当		災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給		公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき5,140円~6,620円
	同		—千円	—千円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	市 長 副市長	937,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		752,000 円	1,030,000 円/480,000 円 880,000 円/481,000 円	
報 酬	議 長	514,000 円	760,000 円/450,000 円	
	副議長	477,000 円	670,000 円/400,000 円	
	議 員	447,000 円	620,000 円/377,000 円	
期 末 手 当	市 長 副市長	(29年度支給割合) 3.25月分		
	議 長 副議長 議 員	(29年度支給割合) 3.25月分		
退 職 手 当	市 長 副市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額×在職月数×46/100 給料月額×在職月数×30/100	20,688,960 円 10,828,800 円	任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

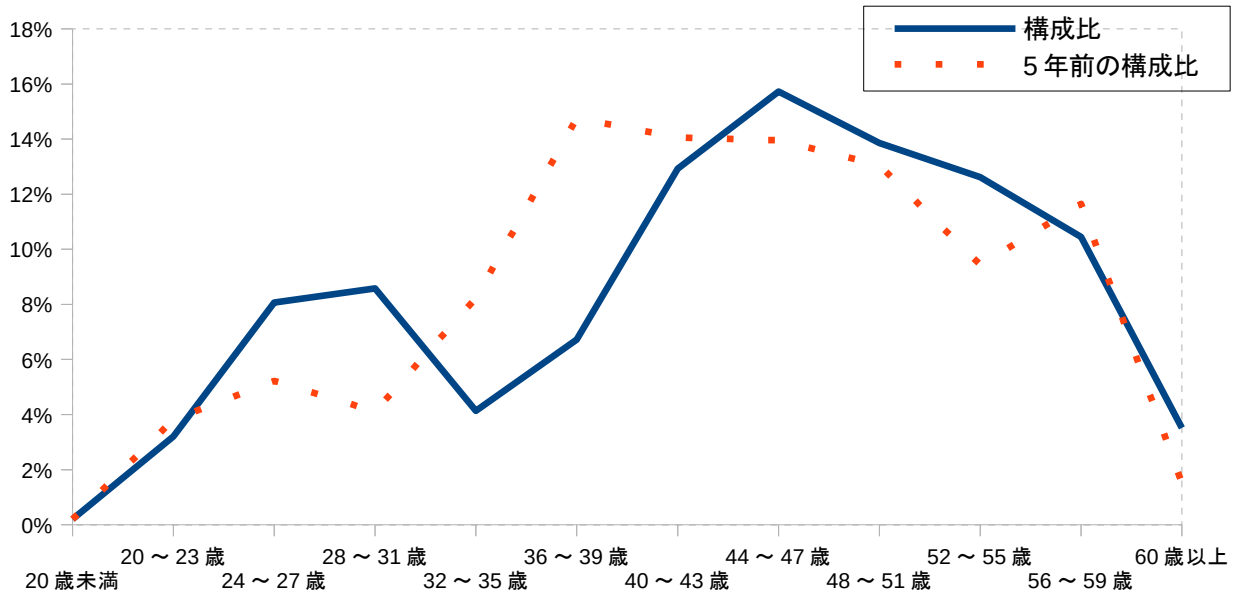
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成30年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	11	11		
		総務	203	209	6	庁舎整備に伴う業務増、選挙管理委員会事務局の業務増など
		税務	67	66	▲1	固定資産の評価替え終了に伴う業務減
		民生	156	159	3	保育所の業務増など
		衛生	71	70	▲1	清掃指導員の退職不補充
		労働	3	3		
		農水	49	48	▲1	
		商工	33	35	2	戊辰150周年に伴う業務増など
		土木	124	122	▲2	道路建設事業の業務減など
	小計	717	723	6	参考：人口1万人当たり職員数 59.87人 (類似団体人口1万人当たりの職員数45.35人)	
	教育	129	126	▲3	インターハイ終了に伴う業務減、給食員等の退職不補充など	
	消 防					
	小 計	846	849	3	参考：人口1万人当たり職員数 69.59人 (類似団体人口1万人当たりの職員数59.84人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	37	36	▲1	欠員不補充	
	下水道	27	26	▲1	下水道整備事業の業務減	
	その他	55	56	1		
	小 計	119	118	▲1		
合 計		965 [1,076]	967 [1,076]	2 [0]	参考：人口1万人当たり職員数 80.07人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	31人	78人	83人	40人	65人	125人	152人	134人	122人	101人	34人	967人

(3) 職員数の推移

部門別	年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の	
								増減数	増減率
一般行政		733	732	733	724	717	723	-10	-1.4%
教育		144	141	138	129	129	126	-18	-12.5%
消防									
普通会計計		877	873	871	853	846	849	-28	-3.2%
公営企業等会計計		119	121	121	118	119	118	-1	-0.8%
総合計		996	994	992	971	965	967	-29	-2.9%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/A	(参考)28年度の 総費用に占める 職員給与比率
29年度	千円 3,304,578	千円 981,915	千円 324,450	% 9.8	% 11.11

	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
29年度	人 36	千円 145,389	千円 82,202	千円 26,173	千円 232,447	千円 6,457	千円 6,166

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	45.1歳	328,699円	408,931円
団体平均	44.4歳	343,701円	513,093円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 一般会計
1人当たり平均支給額(29年度) 1,533千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,479千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分)	勤勉手当 1.80月分 (0.90月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当の状況(平成30年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 一般会計	(参考) 団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	1人当たり 平均支給額
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 20.445月分 25.55625月分	10,251千円
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 29.145月分 34.5825月分	
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 41.325月分 49.59月分	
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 49.59月分 49.59月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特 例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額 0千円 16,281千円	1人当たり平均支給額 338千円 22,543千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当の状況(平成30年4月1日現在)

なし

エ 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29 年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（同上）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29 年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		4 種類	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分 1 件につき 300 円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2 直、3 直の勤務につき それぞれ 1 回 800 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務 1 日につき 150 円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	勤務 1 日につき 100 円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務 1 日につき 300 円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から 10 回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務 1 日につき 300 円

（再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入）

オ 時間外勤務手当

支給実績（29 年度水道事業会計）	15,368 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	416 千円
支給実績（28 年度水道事業会計）	8,332 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	252 千円

（再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入）

カ その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	会津若松市職員との異同	会津若松市職員との制度の異なる内容	支給実績（29 年度水道事業会計決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ② 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫 ③ 60 歳以上の父母及び祖父母 ④ 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者		○配偶者 6,500 円 ○子 一人につき 10,000 円 ・特定期間加算 5,000 円 ○配偶者・子以外 6,500 円	
	同		4,857 千円	242,817 円
住居手当	自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額 9,500 円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合		【借家】 ・月額 20,500 円以下の家賃・・・家賃月額－9,500 円 ・月額 20,500 円を超える家賃（支給限度額 27,000 円）・・・11,000 円＋（家賃月額－20,500 円）×1/2	
	同		1,976 千円	282,257 円
通勤手当	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とするこ		① 運賃相当額が 51,000 円以下に	

	と、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2 km以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道2 km以上であること	については運賃相当額 ② 距離区分に応じて支給
	同	3,353千円 95,794円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円
	同	－千円 －円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる	・部長相当職の職員(8級) 84,600円 ・企画副参事相当職の職員(7級) 66,400円 ・課長相当職の職員(6級) 54,000円 ・総務主幹の職の職員(6級) 45,700円
	同	2,438千円 812,616円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額
	同	219千円 16,843円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額
	同	0千円 0円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円
	同	0千円 0円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額
	同	2,432千円 69,468円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円～6,620円
	同	0千円 0円

(再任用短時間職員を含む。千円未満四捨五入)